

令和7年度 第2回半田市都市計画審議会 議事録

1. 開催日時

令和8年3月12日（木） 10時から12時まで

2. 開催場所

半田市役所 会議室303・304

3. 出席した委員（計11名）

瀬口 哲夫、鈴木 健司、小柳 厚、中村 和也、國弘 秀之、澤田 勝、
坂井 美穂、竹内 功治、岸田 卓己、杉浦 宗仁（代理）、半田 雅也

4. 欠席した委員

新美 周大、中嶋 洋一

5. 出席した職員（計6名）

半田市建設部

建設部長 村瀬 浩之、建設部次長 太田 光彦

都市計画課

課長 田中 賢、副主幹 山田 宰、主事 堤 友香、主事 伊藤 治久

6. 審議会次第

(1) 会長挨拶

(2) 議題

諮問第1号

都市計画マスタープランの改定について

諮問第2号

立地適正化計画の改定について

令和7年度 第2回半田市都市計画審議会 議事録

《10時 開始》

事務局（半田市都市計画課）

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、只今より令和7年度 第2回半田市都市計画審議会を開会させていただきます。

本日の進行を務めさせていただきます。都市計画課長の田中です。よろしくお願いいたします。

それでは会議に先立ちまして、会長より、ご挨拶をお願いいたします。

－会長あいさつ－

会長

おはようございます。

昨日は3月11日の東日本大震災が発生した日ということで、マスコミで大々的に報道がされております。今回の都市計画マスタープランは、策定から5年の中間改定であります。その目的の一つが、災害に関する内容を計画に追加することです。立地適正化計画についても同様で、居住誘導区域等が被災した場合、甚大な被害が想定されます。今回はその様な背景から改定を行っておりますので、皆様から忌憚のないご意見をお願いいたします。

簡単ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。

－議長選出－

事務局（半田市都市計画課）

ありがとうございました。

議事に入ります前に、本日の予定についてご案内させていただきます。

本日の議題は、先に皆様に配付しております次第のとおり、「諮問第1号 都市計画マスタープランの改定について」及び「諮問第2号立地適正化計画の改定について」でございます。

なお、本日の会議につきまして、規定により、議事内容のうち個人情報を除き議事録を公開することとなっておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、議長の選出につきましては、当審議会条例第6条第1項に、「審

議会は会長が召集し議長となる。」と定められておりますので、会長にこれからの議事をお願いいたします。

議長

只今、事務局から説明がありましたとおりでございますので、議長を務めさせていただきます。議事の進行にご協力お願いいたします。

－ 定足数の確認 －

議長

始めに、本審議会の定足数でございますが、当審議会条例第6条第2項に、「審議会は委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない」と定められておりますので、事務局から、報告をお願いします。

事務局（半田市都市計画課）

本日は、委員13名中、委員11名にご出席いただいております。

当審議会条例第6条第2項による定足数に達しておりますので、ご報告いたします。

議長

事務局から出席者が定足数に達しているということでございました。

－ 議事録署名者の選任 －

議長

続きまして本日の議事録の署名者をお願いしたいと思いますが、特にご異議がないようでしたら私の方から指名をさせていただきますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

異議はないということでございますので、今回は、議事録署名者を小柳 厚さんと 國弘秀之さんをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

－ 議 事 －

議長

では、事務局から説明をお願いします。

－諮問第1号－

事務局（田中 都市計画課長）

都市計画課長の田中と申します。よろしくお願いいたします。

諮問第1号 半田市都市計画マスタープランの改定についてご説明いたします。

改定の流れとしましては、今年度7月に市民アンケートを実施し、その後、学識経験者や団体の代表、関係行政機関、市民の代表などで構成する「改定委員会」とその下部組織として、マスタープランの関係部課長で構成する「策定部会」をそれぞれ2回開催しております。

12月には改定素案について、パブリックコメントを実施し、お二人の方から6件のご意見を頂戴しております。

なお、今回いただきましたご意見による計画の修正はしておりません。

お手元にお配りしております A3両面の「資料1 半田市都市計画マスタープラン改定の概要」をご覧ください。

左側の「計画の見直しについて」から説明いたします。

今回の見直しの目的・背景としまして、半田市都市計画マスタープランの現行計画は計画期間を令和3年度から令和12年度（2021～2031）の10年として策定しています。策定から5年を迎え、今年度、見直しを行いました。

資料左側の中ほど、改定内容について、ご説明いたします。

まず、一つ目、将来都市フレームについては、上位計画である総合計画に合わせ、人口フレームを11万8千人から11万3千人に下方修正しています。工業フレームについて変更はしていません。

次に、二つ目、現況の更新として、居住、都市生活、工業等の経済活動の現況を直近の値に更新しております。

三つ目、四つ目、については、改定内容3、改定内容4で説明いたします。

右ページをお願いします。改定内容3です。評価と目標値の見直しについて説

明します。

都市計画マスタープランでは5つの目標を定め、それぞれに2つずつ指標を設けています。

今回、目標値の見直しを行っている部分は3か所あります。見直し箇所は、太枠で囲っている部分となりますのでこちらの詳細につきましてご説明いたします。

目標2：安心し、安全に暮らせる都市づくりの指標：公共交通の日平均利用者数について、現況値は策定時よりも減少傾向にあります。バスについては、コロナ禍以降、当初の見込みと異なる状況で推移しており、高齢者人口の増加に伴い、地域の移動手段の確保を見据え、タクシーを活用した制度の利用者を含むこととしていることから、令和12年の目標値は、2万2千人から2万3千100人へ上方修正しました。

目標3：活発な経済活動により人、物が盛んに対流する都市づくりの指標：企業立地件数については当初の目標には石塚工業団地への立地件数を7件見込んでおりましたが、分譲時期が、令和12年ごろにずれ、令和12年度には立地が見込めないことから7件減らし、26件から19件へ下方修正しました。

同じく目標3の指標：製造品出荷額等については現況値が目標金額を上回ったことから、8千億円から1兆3千億円へ上方修正しました。なお、今回の上方修正分は物価上昇分を上乗せした金額となっております。

続きまして、資料裏面をお願いいたします。

改定内容4 地域づくりの方針など見直しについて説明いたします。

今回の改定では、事業の進捗や社会情勢の変化を踏まえ、全体構想及び、地域づくりの方針を見直しています。

主な変更点をこの資料にて説明します。左上から順に説明いたします。

1つ目の四角、名鉄沿線での高架化の検討にあわせた土地区画整理事業の検討と半田口駅周辺の交通結節点の機能強化と空間整備 については、名鉄高架化の検討については現行計画の中で“立体交差化の検討を進める”との記述がありましたが、今回の改定で一步踏み込んだ内容となるよう、高架化に伴うまちづくりを想定した内容を追記しています。

次に2つ目の四角、「運動公園に民間活力を活かした体育館を検討」として、

運動公園に建設を予定しています新総合体育館について、設計や完成後の管理を含め民間活力を活用していくことを今回の改定で新たに追記したものとなります。

3つ目の四角、「新土地需要ゾーンでは企業誘致のほか、地域振興拠点となる施設を検討」として、現在、道の駅などを想定した地域振興拠点について、市街化区域だけでなく、新土地需要ゾーンも含めて候補地を検討していることから、新土地需要ゾーンの役割を見直しました。

ページ下段、中心市街地の四角では、今後の中心市街地の方向性として名鉄知多半田駅周辺の高度化されたエリアや、土地区画整理事業などが進み新たなまちの形成を図る JR 半田駅周辺エリア、歴史・文化的な空間を形成する半田運河周辺のエリア、公共施設が集積する市役所周辺のエリアといった多様なエリアにおいて、それぞれの特徴を活かしたまちづくりができるよう見直しています。

○1つ目、東西交通の円滑化による居心地の良いウォーカブルな空間形成の推進では、現行計画でも“徒歩等で回遊できる魅力ある都市空間の形成”との記載があり、意味合いは大きく変わりませんが、居心地よく歩きたくなるまちなかを近年国等が“ウォーカブル”と表現し、キーワードとしていることから、改めています。

○2つ目、公民連携による賑わい創出、子育て支援機能の導入の検討では、今後中心市街地活性化の手法として公民連携を取り入れていくこと、また中心市街地に子育て機能の導入の検討をしていくことを追記しています。

○3つ目、駅前広場や運河沿いにおいて快適な空間整備とイベントの支援では、誰もが快適に過ごせる空間整備を追記しています。

○4つ目、中心市街地にふさわしい土地利用をはかるため、市役所周辺の用途地域を見直し、について、現在市役所一部を含む運河側、西側が近隣商業地域、役所から東側が住宅系用途地域となっていますが、市役所から東側、半田病院跡地までの公共施設が並ぶエリアで、住宅として土地利用がされていない部分の用途地域を見直してまいります。

以上、都市計画マスタープランの改定についての説明となります。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長

ありがとうございました。諮問第1号についてご意見、ご質問はありませんか。

國弘委員

改定内容4について、名鉄の高架化は目標年次が令和12年度となっているため、それまでに進められる事業には限りがあると思いますが、なぜ名鉄の高架化に関する記載をしたのですか。

また、計画の中には、特に名鉄高架化の文言を入れなくても掲げられるような目標も入っていますが、敢えて文言に含めた理由を教えてください。

事務局（堤 都市計画課主事）

名鉄の高架化については、令和12年度までに事業がスタートできるかわかりませんが、今後高架化する沿線上で行う土地区画整理や、駅周辺で進める整備などについて記載することで、具体的に事業が動き始めていることや、市としての意気込みを示せるかと考えています。

議長

鉄道の高架化進捗については、県内の他の場所で進められている高架化事業との関係もあり、最近では知立駅の高架化の目途が立ってきているところかと思えます。半田市の場合は JR 武豊線の高架化が進んでおり、次は名鉄の知多半田駅を進めていくところかと思えますが、このあたりの高架化事業の状況について、愛知県の委員さんからは何かありますか。

杉浦委員

JR 半田駅の高架化事業については、ご存じのとおり順調に進んできており、名鉄知多半田駅の高架化についても、調査等を進めようという動きはあります。

岸田委員

知多地域経済会議の際の知事のお話では、名鉄の高架化については、進めていく方向で動いているが、相当時間がかかるとのことでした。また、土地区画整理等もしっかり進めていかないと、高架化する意義が薄れるという事も仰っていましたので、その様な観点から半田市では高架化に伴う土地区画整理事業について、前段階的に計画に記載頂いているものと感じました。

議長

ありがとうございました。他に質問はいかがでしょうか。

坂井委員

人口フレームについて、令和12年度の目標人口を118,000人から113,000人へ下降修正している一方で、将来都市構造、拠点の配置、土地利用方針については変更がありませんでした。人口減少が進む場合に、一般的には、都市の再編は必要とされると思いますが、都市構造を変更しなかった理由を教えてください。

もう一点、公共交通の1日平均利用者数の目標値が現況の20,000人に対し、23,100人で設定されていますが、都市構造を変えない中でどの施策で目標を実現するつもりですか。

事務局（堤 都市計画課 主事）

今回の将来人口設計は上位計画である総合計画と合わせて下方修正をしています。また、今回の中間改定では、立地適正化計画においても都市機能誘導区域や居住誘導区域を特に変更しておらず、マスタープランの方もまちづくりの基本理念等は大きく変更しておりません。今後、改定が行われる際にコンパクトなまちづくりを目指して都市機能誘導区域や居住誘導区域を変更することは考えられますが、住民の方々に配慮し、慎重に進める必要があると考えています。

議長

人口減少に対応して、市街地を縮小しようという際に、逆線引きと言って、市街化区域を縮小する事も手続き上は可能ですが、住んでいる人にとっては困る事もあり、なかなか難しいところです。

方針としては、都市中心部の魅力を向上して、新しく半田市に住む方や、高齢化で郊外から街中のマンションへ移る方等を出来るだけ中心部に集めてコンパクトなまちづくりを進めるという事で、中活施策とも関係し、住民の方々の理解を得ながら進めるため、都市構造はすぐには変わりません。

公共交通に関しては、その様なまちづくりが進み、都心に多くの方が住むようになれば、利用が増える事が期待されますが、やはり車が便利だという事もあります。都市の在り方、住まい方、日常の利便性などを1つの方向性でできるだけ相対的に効率化できるように動いているため、この目標値は上げ過ぎている様にも思いますが、そのあたりは、都市計画課の方で何か公共交通の利用を増やす施策を考えているものと推察します。

議長

他にはどうでしょうか。

鈴木委員

目標3で企業立地件数や製造品出荷額等の目標値の現況値が増えているため、工業フレームの市内総生産額も増えるのではないかと思います。変更無しとしているのはなぜですか。

事務局（田中 都市計画課長）

工業フレームにおける市内総生産額については、市街化区域などの拡大があった場合等は数値を整理しますが、今回はそのような拡大もなく、中間見直しであるため、工業フレームまでは変更していません。

議長

工業フレームの市内総生産額の数字は、総合計画にも記載がありますか。

事務局（堤 都市計画課 主事）

あります。

議長

そうすると、総合計画は上位計画のため、マスタープランの数字を変更しづらいというところもあるかと思います。

製造品出荷額の目標値の方は、今後の政策等から企業立地が進むことを見込んで増加しているということでしょうか。

事務局（田中 都市計画課長）

まだ企業立地の方は進んでいないため、それは加えておりません。製造品出荷額は実際の数字が伸びてきているため、その上昇を見込んで目標値にしたものです。

議長

分かりました。製造品出荷額のデータを見ると、近年上がってきていますが、物価上昇の要因があると思います。物価上昇の分の補正は恐らくしていないと思うので、実数として増えている。その上昇分を見込んだ数字という事でよろしいですか。

事務局（田中 都市計画課長）

はい。目標につきましては、物価上昇を含めた設定です。

議長

ありがとうございます。その他に質問はありますか。

中村委員

資料 1-1 P50 の○3つ目にイベントの定期的な開催を支援するとありますが、都市計画課が作成する計画としては違和感があります。そこはいかがでしょうか。

事務局（田中 都市計画課長）

都市計画法に基づく都市計画マスタープランですので、基本的にはハード事業に関する事を中心に記載をしますが、ハード事業を後押しするソフト事業については、必要なものまで記載を拒むものではありませんので、イベントの開催支援についての記載しております。

議長

例えば半田運河のミツカン近くにあるベンチですが、あれは都市計画課が設置したのでしょうか。

事務局（田中 都市計画課長）

観光課の方の実証実験で置かせて頂いているものかと思いますが、河川の整備を目的に都市計画課で置いているベンチもあります。

議長

使い方によっては都市計画課が担当になるということですね。
イベントの直接の支援は観光課ですか。

事務局（田中 都市計画課長）

はい。

議長

ウォークアブルな空間形成というのは、ハードな事業になるかと思いますが、例えばその上で更にお店を路上に並べたい等という話が出てくると、別の担当部署と協力する事になると思います。計画に記載されている文言は、そういう

意味で他部署と協働しながら進めたいという事だと思いますが、少し表現がストレート過ぎますね。

事務局（村瀬 建設部長）

P50の一番下の○にある、中心市街地の魅力向上のための子育て支援機能の導入についての記載も同様かと思いますが、中心市街地を活性化させるにあたり、ただ民間事業者に来て頂くというのが半田市のポテンシャル的に難しいという中で、子育て世帯に集まっていただけ様な支援を中心市街地に投入することで人が集まり、まちが活性化するという事を狙った記載になりますので、マスタープランに含まれていることは問題ないと考えます。

中村委員

イベント開催支援という言葉を見たときに、一つ一つのイベントに予算をつけて直接支援するという意味に思えたので、都市計画マスタープランには馴染まないという印象を受けましたが、議長の説明を聞いて理解しました。

事務局（村瀬 建設部長）

ハード面だけでなく、それを補助する様々な施策が絡んでまちづくりが進められるため、そのあたりも含めて表現させて頂いています。

議長

ありがとうございます。他に質問はありますか。

澤田委員

パブコメについて、資料1-1で言うとP93になるかと思いますが、全体構想の分野別方針で5件、地域別構想の青山地域で1件の合計6件の意見があったということですが、主にどんな意見だったのかという事と、計画に反映していない理由などを教えてください。

事務局（堤 都市計画課 主事）

今回パブコメで頂いた意見としましては、2名の方から計6件あり、現在結果公表に向けて準備しているところです。

どの様なご意見だったか、順番にご説明いたします。

1つ目は、地域の公園の管理を積極的にこども会や自治会に委託しませんかというものでした。これにつきましては、現在既に自治区に管理を委託してい

る公園もありますので、自治区が受け入れられる量を相談しながら、維持管理の手法を検討して参りますという回答をさせていただきます。

2つ目が、神戸川上流の板山地区内になりますが、親水空間を設けて頂けないかというピンポイントなご意見を頂きましたが、河川整備については治水機能を優先していくことから、現時点では予定がないというお答えをさせていただきます。

3つ目は半田びよログスポーツパークと知多半島総合医療センターへの色々な地域からのアクセスができる環境整備をしてくださいというご意見でしたが、4月の開院の時期に半田びよログスポーツパーク東側の道路拡張や、松堀町の交差点の改良などしておりますので、今後も交通量の変化は注視していくという回答をする予定です。

4つ目は、優良農地を保全しつつ工業団地の整備を進めることで農地と工業が隣接していくことに不安があるという意見がありました。

これについては、開発区域の外側に緩衝緑地帯を設けることや、環境保全協定により騒音振動等に対し法令よりも厳しい基準の自主規制をかけていくという回答をいたします。

5つ目に、道路の整備をもっと行っていくべきではないかというご意見がありました。道路に関しては適切な維持管理で交通の安全性向上を進めて参りますという回答にする予定です。

最後に6つ目のご意見は、耕作放棄地となっているような里山の地域に道等を作らず、里山を残して欲しいというものでした。

開発する里山農業自然地区では、企業誘致をする場所や、地域拠点となるような場所は新土地需要ゾーンと定めて、無秩序に里山を壊すような計画にはなっていないため、農地の保全を図っていくことと、耕作放棄地については産業課の方で実施している近隣耕作者への調整を今後も図っていくということを回答する予定です。今回頂いた6件のご意見は、いずれも計画の中に新たな方針を加える内容ではないと判断し、今回のパブリックコメントを受けて計画の中身を変えるという事はしておりません。

澤田委員

パブリックコメントは、まだ回答は出していなかったですね。

事務局（堤 都市計画課 主事）

はい。4月になります。

澤田委員

何でも反映するわけではないという回答だと思いますが、いつ公表されるか

は気になっていました。説明ありがとうございます。

議長

他にはどうでしょうか。

澤田委員

もう一つ、先ほども市街化区域の話が出て参りましたが、今回線引きの見直しはないのですか。

事務局（堤 都市計画課 主事）

今回、既存の計画からの見直しはしておりません。資料 1-1 P37 の土地利用方針図の赤枠で示しているのが市街化区域ですが、黄色で塗りつぶしている「住宅地」のエリアが一部この赤枠内に含まれていない場所があり、こちらは住宅がたくさん建っているにも関わらず市街化調整区域となっているため、今後見直しを検討する予定で、令和 12 年には線引きについての一斉見直しが行われる予定のため、そこが一つのタイミングになってくると思われます。

澤田委員

令和 12 年には線引きの見直しをして欲しいと思います。地域の方から色々な意見を聞く中で、例えば調整区域の境目が一筆の土地の中に引かれているケースなどもあり、そもそもの線引きがどうなっているのだろうと思います。そういった部分も含めて、見直して頂けたらと思います。

議長

敷地の間に境目があるケースについてですが、日本の場合は敷地そのものが分割したりしてどんどん変わるため、そこに合わせて線引きを行うことが難しいという背景があります。

先ほどのお話で、市街化調整区域で既に建物が建っている場所は、市街化区域に編入するということは一般的にあり得ると思います。ただ一方で、建物が建っていない場所が市街化区域になるとすると、過去に人口が拡大する事を見込んで余分に線引きをしたという可能性もあります。そういう場合は、他の都市の事例だと、ずっと建物が建っていない場所に逆線引きを行ったところもあります。

議長

他にはどうでしょうか。

議長

他にご意見もないようですので、諮問第1号について、決議をとります。

「諮問第1号 都市計画マスタープランの改定について」、原案のとおり決することとして、ご異議ありませんか。

(全員 異議なし)

議長

ありがとうございます。

続きまして、諮問2号について、事務局から説明をお願いします。

事務局(田中 都市計画課長)

諮問第2号半田市立地適正化計画の改定についてご説明いたします。

机上A3両面の資料2 半田市立地適正化計画改定の概要をご準備ください。
左側「計画の見直しについて」から説明してまいります。

今回の見直しの目的・背景として、立地適正化計画は都市再生特別措置法において都市計画マスタープランの一部に位置づけられており、概ね5年毎の分析、評価に努めることが定められていることから、今年度、中間評価と改定を行います。

目標年次は令和22年としており、変更はありません。

改定内容については、次の4点です。

一つ目は、現況値などの更新について、都市機能や居住機能に関する動向を直近の値に更新しています。

二つ目、三つ目、四つ目については、改定内容2・3・4のところで説明します。

それでは、今回、新たに追加しました防災指針から詳細を説明いたします。

同資料のうら面をお願いいたします。

改定内容3です。防災指針の追加です。

防災指針は、頻発・激甚化する自然災害に対応するために、居住誘導区域の防災対策等を盛り込んだ指針を策定したもので、今回、追加するものです。

本市では災害リスクの分析対象を、土砂災害、洪水災害、高潮災害、南海トラフ地震に伴う津波災害とし、避難所、要配慮者施設の立地、垂直避難などの対応、医療・福祉・商業といった生活支援施設の立地などの都市情報との重ね合わせにより分析を行いました。

災害リスクの分析結果と防災施策として、それぞれの災害ハザードから災害リスクの高いエリアについて都市情報と重ね合わせを行った結果として①から⑥をお示ししております。

まず、①土砂災害についてです。

土砂災害特別警戒区域又は急傾斜地崩壊危険区域には、木造建築物 120 棟が立地、また、土砂災害警戒区域には木造建築物 244 棟が確認できました。

この区域内にある避難所は土砂災害時には開設しないため、近隣の他の避難所へ早めの避難を誘導する必要があります。

概要版右側の表をご覧ください。

こちらは、防災対策の一覧になります。

左から「取組方針」を、「リスク回避」、「災害リスクの低減 ハード及びソフト」、とし対象災害ごとに区分しています。

主な土砂災害の防災対策として、左から2つ目の項目「対象災害」の二段目、土砂の部分、災害リスクの低減（ハード）として、【3】災害の恐れのある箇所の区域指定を推進していくこと、【4】土砂災害防止施設の整備促進を定めています。ソフト対策としまして、下段【13】ハザードマップの作成・周知を対策としています。

続いて、改定内容3の ②をご覧ください。

②津波浸水についてです。

災害リスクが高いとされる津波浸水深 2.0 メートル以上の区域に木造建築物 1 棟が立地しますが、区域内にある避難所は洪水災害時には開設しないため、近隣の他の避難場所へ早めの避難を誘導する必要があります。

津波への防災対策として、右側の表をご覧ください。

津波に対する防災施策としては、【8】海岸保全施設等の整備として海岸堤

防、防潮堤の耐力度やかさ上げなどの機能強化に係る整備促進を対策としています。また、ソフト対策として、【11】民間事業者との連携として高台にある緊急避難所への避難を対策としています。詳しくは土砂災害同様に詳細な取組内容を設定しております。

左側に戻ります。洪水による浸水についてです。

③洪水浸水想定区域（計画規模）と④洪水浸水想定区域（最大規模）⑤家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）については併せて説明いたします。

洪水浸水想定区域を示すハザードには「河川整備の目標とする降雨」で、発生頻度として100年に1回程度の割合とされる 計画規模 と、「想定しうる最大規模の降雨」で発生頻度として1,000年に1回程度の割合とされる 想定最大規模 というハザードがございます。

浸水想定においては、浸水深3.0メートル以上が災害リスクの高いエリアとされており、③計画規模のハザードでは浸水深3.0メートル以上となるエリアはありませんが、④想定最大規模のハザードには浸水深3.0メートル以上となるエリアがあり、2階建て以下の建築物が1,095棟確認できました。

また、1,000年に1度の想定最大規模の降雨に伴い河川が氾濫した場合の河川の河岸浸食により、家屋等の流出や倒壊の恐れがある範囲であり、区域内に木造建築物が120棟確認できました。

これらの洪水に対する防災対策としては、右側表をご覧ください。

【5】河川改修や【6】雨水施設の整備として、既存の排水施設能力を最大限に発揮できるよう計画的な雨水施設整備を推進していくこと、排水ポンプ場の施設の機能強化を推進することなどを対策としています。また、他と同様にソフト面での防災対策を行います。

最後は、高潮浸水についてです。左側に戻ります。

⑥高潮浸水深3.0メートル以上の区域について、台風などの高潮災害は洪水災害と同様、浸水深3.0メートル以上が災害リスクの高いエリアとなっております。このエリアには、2階以下の建築物が1,871棟確認できています。

この区域内にある避難場所は高潮災害時には開設しないため、近隣の他の避難所へ早めの避難を誘導する必要があります。

高潮に対する防災対策としましては、右の表をお願いします。

【6】雨水施設の整備のほか【7】高潮対策として海岸堤防、防潮樋門等の既存施設の補強改修促進を挙げています。また、ソフト対策として【11】で高台にある緊急避難場所への避難を対策としています。

次に、ただいま説明いたしました防災指針での取り組み方針などを踏まえ、居住誘導区域の見直しを行いましたので説明いたします。

おもて面をお願いします。

改定内容2です。居住誘導区域の見直しをご覧ください。

左側の下段、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域の更新に伴う居住誘導区域の見直しについて説明します。

この2つの区域は“原則として居住誘導区域に含めないこととすべきである区域”であり、令和7年にハザードマップが更新されたことに伴い、居住誘導区域から除外するエリアとして修正しています。

同資料の右側をお願いします。

居住を誘導することが適当でないと判断される場合は原則として居住誘導区域に含めないこととすべきである区域のうち、先ほどうら面 防災指針でお示した①～⑥の箇所のうち、土砂災害特別警戒区域と急傾斜地崩壊危険区域については、ポイント的に居住誘導区域から除き、それ以外については、防災指針でのリスクの分析を踏まえたうえで、この右側の表にあります「防災対策」を講じることより、「避難による人命の安全確保ができる」と判断し、策定時に設定した居住誘導区域のエリアの見直しはありません。

次は、改定内容4です。下段の四角をご覧ください。

最後に、本計画では、評価指標を設定し、おおむね5年毎に継続的に確認し、必要に応じて計画を見直すこととしております。評価指標と目標値の設定について説明します。

5年前の策定時には2つの指標として、

指標1：居住誘導区域の人口密度と

指標2：公共交通の日平均利用者数を設定しましたので、先ずこの2つの指標の中間評価と改定内容について、ご説明します。

指標 1：居住誘導区域の人口密度につきましては、現況値は5年前と変わらず、1ヘクタール当たり54人であり、想定以上の密度が保たれています。現況の居住誘導区域の人口割合を維持することとしており、今回の改定にあたり、現状が想定を上回っていることから、策定時の1ヘクタール当たり52人から53人へ上方修正しております。

次に、指標 2：公共交通の日平均利用者数につきまして、現況値は策定時の値から比較すると1日あたり1,700人減少し、当初の想定を下回っています。バスについては、コロナ禍以降、当初の見込みと異なる状況で推移しており、高齢者人口の増加に伴い、地域の移動手段の確保を見据え、タクシーを活用した制度の利用者を含むこととしていることから、令和12年を目標値としている第7次半田市総合計画や都市マスタープランを考慮した値として算出し、令和22年の目標値は900人増の22,900人と上方修正し、目標達成に努めます。以上が指標に対する中間評価と改定の説明となります。

続きまして、今回の改定で追加した指標について説明します。指標を2つ追加しました。

指標 3 高潮対策が充実していると思う市民の割合は、防災指針を追加したことにより、災害時においても安心して暮らし続けられる住環境の確保ができているかを評価するためであり、
指標 4 財政力指数は、市民が適切な行政サービスを持続的に享受できるかを評価するためです。

以上、立地適正化計画の改定についての説明となります。

なお、立地適正化計画につきましても、都市計画マスタープランと同様に令和7年12月26日から令和8年2月1日の期間で、パブリックコメントを実施しましたが、意見はありませんでした。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長

ありがとうございました。ご質問はありますか。

中村委員

資料 2-1 P110、P111 の評価指標と目標値の指標 1 :居住誘導区域の人口密度について、確認ですが、先ほどの事務局からの説明では、策定時の目標値は 52 人/ha と仰いましたか。

事務局（堤 都市計画課 主事）

はい。今回、令和 2 年に現況値を取ったところ、54 人/ha ということで、居住誘導区域の人口密度が保たれていたため、策定当初の目標では令和 22 年には 52 人/ha と設定していましたが、53 人/ha にしたということです。

中村委員

策定時より目標値が 1 人/ha 増えたということですね。ただ、現況が 54 人/ha という中で、コンパクトなまちを目指しているのであれば、現況より人口密度の目標値を下げるというのは矛盾するのではないかと思います。おそらく、居住誘導区域に住む人口が減っていくので、人口密度が下がるということだとは思いますが、コンパクトなシティを作りたいという意気込みが感じられない気がします。その点はいかがでしょう。

事務局（堤 都市計画課 主事）

仰るとおり、居住誘導区域内の人口の減少が見込まれる中で、現況値よりは低い目標値となりました。その中で、区域を見直したり、例えば市街化調整区域に集合住宅を建てる場合に届け出を必要にしたりするなど、人口密度を保つための施策はありますが、現況以上の目標値を設定することまではできなかったというのがお答えになります。

中村委員

人口密度を増やすということがすぐにはできないというのは分かりますが、目標に盛り込んでいかないと進んでいかないと考えたため、質問しました。

また今後の計画の中で徐々に進めていくという理解でよろしいでしょうか。

事務局（堤 都市計画課 主事）

はい。立地適正化計画は 5 年に 1 回見直していくというかたちになりますので、5 年ごとにその時の人口の流れを踏まえて見直しを図って参ります。

議長

今回の話で気になりましたが、居住誘導区域と都市機能誘導区域の面積は計

画のどこかに書いてありますか。

前回と今回の面積は同じでしょうか。それとも減りましたか。

事務局（堤 都市計画課 主事）

P53 に居住誘導区域の区域図がありますが、青枠の居住誘導区域は今回変わっておらず、この中の土砂災害特別警戒区域が減ったため、居住誘導区域の面積は少し増えたこととなります。

議長

その面積はどこで見られますか。

事務局（堤 都市計画課 主事）

P111 の居住誘導区域の人口密度の算定方法のところで記載しており、1,956ha になります。

議長

これが指標の計算としてではなく、目標をチェックするためにどこかに別で記載があった方が良いでしょう。

また、この面積は市街化区域の面積とは違うわけですよね。市街化区域の面積はいくらですか。データで分析しようとする際に、データが分かりやすく取れる様になっているといいなと思います。

議長

他にはどうでしょうか。

竹内委員

P111 の指標4の財政力指数についてですが、算定方法を読ませて頂くと、「財政力指数が 1.00 を超えるほど財源に余裕ができ財政力は強くなると考えられています。」とあり、算定方法には具体的な方法が書いておらず、ただ 1.00 に近づきたいと曖昧に書いてあるだけに見えるのですが、どうでしょうか。

事務局（山田 都市計画課 副主幹）

基準財政需要額と税収で計算するものですので、基準財政需要額に対して税収が追随すれば財政力指数も増えていきます。健全経営する中で、1.00 に近づけるというのは当然目標として持っています。

議長

半田市は愛知県内で中位くらいですか。0.96 というのはどのくらいですか。

事務局（山田 都市計画課 副主幹）

真ん中よりは上だと思います。

議長

他に質問はでしょうか。

坂井議員

今回の立地適正化計画では、災害リスク区域についても、防災対策を前提として居住誘導区域に含まれていると思いますが、仮に防災対策が想定通りに進まなかった場合に、結果として災害リスクの高い区域へ居住を誘導してしまう可能性が出てきてしまうのではないかと考えています。

防災指針の中では、河川の改修や海岸保全施設整備、避難所機能強化などの施策が示されていますが、各施策の実施時期や進捗管理が読み取れないのではないかと思います。

また、防災施策の主体は市や県とあり、施設所有者や管理者と連携して事前の備えを進めていく必要がありますとの文言が出てきますが、実施主体が市と言っても、要配慮者施設ですと防災部門ではなく福祉部門になると思います。

都市計画マスタープラン P88 の委員会設置要綱に記載されている委員の中には福祉部が入っていないということがあり、私の中で計画の実行性に対する懸念があります。

この実行性をどのように担保するのか、ご説明をお願いします。

事務局（堤 都市計画課 主事）

防災指針の中で、福祉系施設の立地と防災ハザードとの重ね合わせを行っておりまして、危険な区域に要配慮者施設が何棟入っているか、本編の中でも触れられています。計画の中の施策は市の実行していく防災施策となりますので、最終的には福祉部門とどんな対策を行っていくかというよりは、要配慮者施設の施設設置者の方々にもエリアのことを把握して頂いて、市の実施している防災施策を使いながら施設の避難計画も立てて頂くというかたちになると思います。

防災施策の方は市の防災の方の担当の地域防災計画と連動した内容になっておりまして、防災の対策と共に市で進めていく計画がこちらにも載っています。

立地適正化計画の策定時にも防災の担当部署とは調整しながら計画を作成しており、今後も市として関係部署と連携しながら防災施策を進めて参りたいと考えています。

坂井委員

そもそもハザード区域を含む場所が居住誘導区域になっているのは、防災対策がしっかりと機能するようになっている事が絶対条件だと考えています。

計画に書いてある施設所有者と連携して事前に備えを進めていく必要があるということがちゃんと伝わり、計画の実行性が担保できるのかという所に懸念があります。

議長

前提として、立地適正化計画というのは、居住誘導区域に指定しているから安全だということを市が担保する計画ではありません。既に人が住んでいる区域なので、今回は寧ろ危険なところを居住誘導しないようにしようとしている訳です。その中で既に住んでいる人については、行政あるいは自らが防災対策を施す事によって、今まで通り住めるようにしようとしているので、避難場所を作る人も土地利用のことは必ずしも分かっていない人が作る場合があります。だから、ようやくこういった防災指針ができることで、危険区域となるエリアを透明化しているという事です。居住誘導区域だから安全だと担保している訳ではありません。

坂井委員

はい。それは理解しています。地域の方に危険区域や防災対策の事がしっかり伝わる事が重要だと考えています。

事務局（田中 都市計画課長）

策定にあたって、関係部署と調整しながら作りこんでおりますので、連携する中で、より良いかたちで展開できるところを目指して参りたいと思います。

議長

ありがとうございます。他にはご質問ありますか。

國弘委員

改定内容4の指標3：洪水・高潮対策の満足度について、災害時に安心して暮らせる住環境の確保ができているかを評価するために市民アンケートが根拠

にされているかと思います。アンケートに答える方が半田市の防災対策についての認識があるのであれば、この数値を根拠にするのも分かりますが、市民の方はほとんどが防災計画の詳細などについてはご存じないかと思いますので、この部分には違和感を覚えます。そのあたりの認識はいかがでしょうか。また、市民アンケートで何を聞いたのか、内容を教えて頂きたいです。

事務局（田中 都市計画課長）

データでの根拠があるものについては、それらを設定しますが、そうでない場合は、市民の方がどのように感じておられるかを把握するためにアンケートという手法が目的を果たすと考えます。今回の洪水・高潮対策についても、何かをすると全てが満たされるというものではないので、こういった場合は満足度で把握するという事で設定させて頂いております。

國弘委員

アンケート対象は半田市全域でしょうか。

議長

P111 に 18 歳以上の市民の中から無作為に 3,500 人を抽出し、アンケートを実施しましたと書いてあるので、全市を対象にしているということですね。

國弘委員

分かりました。ありがとうございます。

事務局

立地適正化計画と都市計画マスタープランの策定のために実施したアンケートで、安心安全の項目として、洪水・高潮対策の充実、河川堤防などに関しては、現状の満足度と今後の重要度等を 1～5 段階でそれぞれ評価をしていて、他には避難場所の充実等についても聞いております。

議長

事務局としては、どれだけ知っているかは問わないでアンケートを取ってみれば、一定の傾向が分かるのではないかということで実施したというところでしょうか。もしそれがないとすると、満足かどうか分かる指標が何もないということになるため、それもまずいという事ですかね。他にもっと良い指標が他の市町で使われていれば、そういったものも次回にはぜひ参考にして頂きたいですね。

議長

他にはご質問はよろしいですか。

議長

他にご意見もないようですので、「諮問第2号 立地適正化計画の改定について」計画通り意見なしとして、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

ありがとうございます。

議長

以上で、本日予定しておりました議題は終了いたしました。

皆様のご協力ありがとうございました。

これをもちまして、審議を終了させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

≪12時00分 終了≫